

# 住民税に関する事項 記入箇所 (確定申告書 A 第二表)

令和  年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

整理番号

FA2100

住所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

○ 保険料控除等に関する事項 (9~12)

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑨ 社会保険料控除	円	円
⑩ 小規模企業共済等	円	円
⑪ 生命保険料控除	円	円
⑫ 地震保険料	円	円
合計		

第二表 (令和二年分以降適用) ○ 第一表は、第一表と一緒提出してください。○ 国民年金保険料や生命保険料の支払証明書と申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
⑬ 源泉徴収税額の合計額			円	円

○ 一時所得に関する事項 (7)

収入金額	支出金額	差引金額
円	円	円

○ 雑損控除に関する事項 (22)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

○ 本人に関する事項 (13~16)

寡婦  ひとり親  勤労学生  障害者  特別障害者  
 死別  生死不明  離婚  未帰還  年調以外かつ専修学校等

○ 寄附金控除に関する事項 (24)

寄附先の名称等 \_\_\_\_\_ 寄附金 \_\_\_\_\_ 円

○ 特例適用条文等

○ 配偶者や親族に関する事項 (16~19)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明・大昭・平	障 特障 国外 年調 向		別居 調整	
			明・大昭・平・令	障 特障 国外 年調		16 別居 調整	
			明・大昭・平・令	障 特障 国外 年調		16 別居 調整	
			明・大昭・平・令	障 特障 国外 年調		16 別居 調整	
			明・大昭・平・令	障 特障 国外 年調		16 別居 調整	
			明・大昭・平・令	障 特障 国外 年調		16 別居 調整	

○ 住民税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
円	円	円	円	特別徴収	円	円	円	円

上記の配偶者・親族のうち別居の者の氏名・住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

一連番号

## 住民税に関する事項 記入例 (確定申告書A第二表)

○ 配偶者や親族に関する事項 (16~19)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明・大 昭・平	障	特障	国外	年調
			明・大 昭・平・令	障	特障	国外	年調
			明・大 昭・平・令	障	特障	国外	年調
			明・大 昭・平・令	障	特障	国外	年調
			明・大 昭・平・令	障	特障	国外	年調
			明・大 昭・平・令	障	特障	国外	年調

A. 16歳未満の扶養親族がいる場合は必ず記入してください。別居の場合は住所も記載してください。

○ 住民税に関する事項

<b>住民税</b>	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額 円	非居住者 円	配当割額控除額 円	給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附 円	都道府県条例指定寄附 円	市区町村条例指定寄附 円
------------	----------------------------	-----------	--------------	--	---------------------------	--------------------	-----------------	-----------------

上記の配偶者・親族のうち別居の者の氏名・住所

B. 配当を申告しており、特別徴収されている住民税（配当割額）がある場合は、金額を記載してください。

C. 給与・公的年金等の所得以外に他の所得がある場合は、その分の税額を給与から差引きするか、別途納付書等で納めるか、選択してください。

D. 寄附先の区分ごとに、実際に寄附金として支払った金額を記載してください。  
ふるさと納税のみの方は、「都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）」に記載してください。

### ・16歳未満の扶養親族がいる場合（A）

条例非課税判定（扶養親族の人数）や所得金額調整控除に影響があるほか、各種行政サービスにおける負担額や支出額等の算定に影響する場合があります。

また、年末調整等で源泉徴収票に記載があったとしても、確定申告書に記載がない場合、扶養から外したと判断する場合があります。

所得控除の対象とはなりません。該当する場合は必ず確定申告書第二表の「配偶者や親族に関する事項」の欄に記載してください。

・ **配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額がある場合（B）**

配当所得や株式等譲渡所得を申告しており、特別徴収された市・都民税（配当割額・株式等譲渡所得割額）がある場合は、「配当割額控除額」・「株式等譲渡所得割額控除額」欄に特別徴収された市・都民税（配当割額・株式等譲渡所得割額）をそれぞれ正しく記載いただくと、市・都民税の税額控除が適用されます。

・ **給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択（C）**

給与・公的年金等の所得以外に副業や一時所得など、他の所得がある場合、その分の税額を、全額給与から差引き（特別徴収）するか、納付書等で個人納付（普通徴収）するかを選択できます。

普通徴収を希望される場合は、必ず「給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」の欄の「自分で納付」を選択してください。記載がなければ、原則、特別徴収となります。

・ **寄附金税額控除（D）**

市・都民税で控除対象となる寄附金（ふるさと納税等）を確定申告している場合は、「寄附金税額控除」の欄に対象となる寄附金額をそれぞれ正しく記載いただくと、市・都民税の税額控除が適用されます。